

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年五月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月十二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 花園本庄線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
本庄市栗崎字古川端一一四九番一 地先から同市北堀字前田一九二七 番二地先まで	本庄市西五十子字村東八一五番二 地先から同市北堀字前田一九二七 番二地先まで		区 間
一五・〇〇〇 一〇三・〇四	七・九〇〇 三六・九〇		敷地の幅員 (メートル)
一二〇七・九〇	三四三九・一〇		延長 (メートル)
新 A の一部は本庄市に引き継ぐ 予定			備 考